

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく

浅川清流環境組合
地球温暖化対策実行計画

令和4年3月

浅川清流環境組合

■目次	1
1 基本的事項	2
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
2 温室効果ガスの排出の状況	4
(1) 基準年度の温室効果ガス総排出量の内訳	
(2) 基準年度の温室効果ガス総排出量の要因別内訳	
(3) 発電による二酸化炭素（CO ₂ ）削減効果	
3 温室効果ガスの排出量の削減目標	7
(1) 国の地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出量の削減目標	
(2) 本組合における温室効果ガス排出量の増減要因	
(3) 本組合の温室効果ガス排出量の削減目標	
4 具体的な取組	8
(1) 電気及び水道使用量の低減	
(2) 自動車使用時のガソリン使用量の低減	
(3) 可燃ごみ処理施設の対応	
(4) その他の対応	
5 進捗管理体制と進捗状況の公表	9
(1) 進捗管理体制	
(2) 進捗状況の公表	

1 基本的事項

(1) 目的

浅川清流環境組合地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して、浅川清流環境組合（以下「本組合」という。）が実施している事務及び事業に関し、さまざまな取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～9 （省略）

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12 （省略）

(2) 対象とする範囲

本組合の事務・事業を対象とします。

対象施設は、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設とします。

なお、委託等により実施する事業については、受託者等に対して、温室効果ガス排出量削減のために必要な措置を講じるよう要請していきます。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画の算定対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に規定されている7種類の物質のうち、本組合で排出状況を把握可能な「二酸化炭素（CO₂）」、「メタン（CH₄）」、「一酸化二窒素（N₂O）」、「ハイドロフルオロカーボン（HFC）」、「六フッ化硫黄（SF₆）」の5種類とします。

表1 算定対象となる温室効果ガスの種類

種類	本組合における温室効果ガス排出の主な原因
二酸化炭素 (CO ₂)	・燃料の使用 ・外部から供給された電気の使用 ・廃プラスチックの焼却
メタン (CH ₄)	・自動車の走行 ・一般廃棄物の焼却
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・自動車の走行 ・一般廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	・自動車用エアコンの使用
六フッ化硫黄 (SF ₆)	・絶縁ガスとしてSF ₆ が封入された変圧器、遮断器等電気機械器具の使用や点検等

(4) 計画期間

本組合は令和2（2020）年4月から可燃ごみ処理施設の本稼働を開始したことから、温室効果ガス総排出量削減目標設定における排出量の基準年度を令和2（2020）年度とします。また、本計画の始期は令和4（2022）年度とし、計画の終期は国の地球温暖化対策計画に合わせて令和12（2030）年度末とします。

また、本計画の達成状況や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

図1 計画期間のイメージ

項目	年度							
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R12 (2030)	
期間中の事項	基準 年度	計画 策定	計画 開始		※必要に応じて 計画の見直し		目標 年度	
計画期間								

2 温室効果ガスの排出の状況

(1) 基準年度の温室効果ガス総排出量の内訳

基準年度における本組合から排出される温室効果ガスの内訳は、95 パーセント以上が二酸化炭素 (CO₂) で占められています。

表2 基準年度における温室効果ガスの種類別排出の内訳 (二酸化炭素 (CO₂) 換算) (単位: t-CO₂、%)

温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出の主な要因	温室効果ガス 排出量	構成比
二酸化炭素 (CO ₂) 【エネルギー起源】	燃料の使用	212.4	0.9
	外部から供給された電気の使用	26.7	0.1
二酸化炭素 (CO ₂) 【非エネルギー起源】	廃プラスチックの焼却	22,973.7	94.7
メタン (CH ₄)	自動車の走行	※1 0.0	0.0
	一般廃棄物の焼却	1.5	0.0
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行	※2 0.0	0.0
	一般廃棄物の焼却	1,048.0	4.3
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	自動車用エアコンの使用	0.1	0.0
六フッ化硫黄 (SF ₆)	SF ₆ 封入電気機械器具の使用や点検等	5.2	0.0
合計		24,267.5	100.0

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の合計の値が合計欄の値と一致しない場合があります。

※1 1.1kg-CO₂ ※2 19.5kg-CO₂

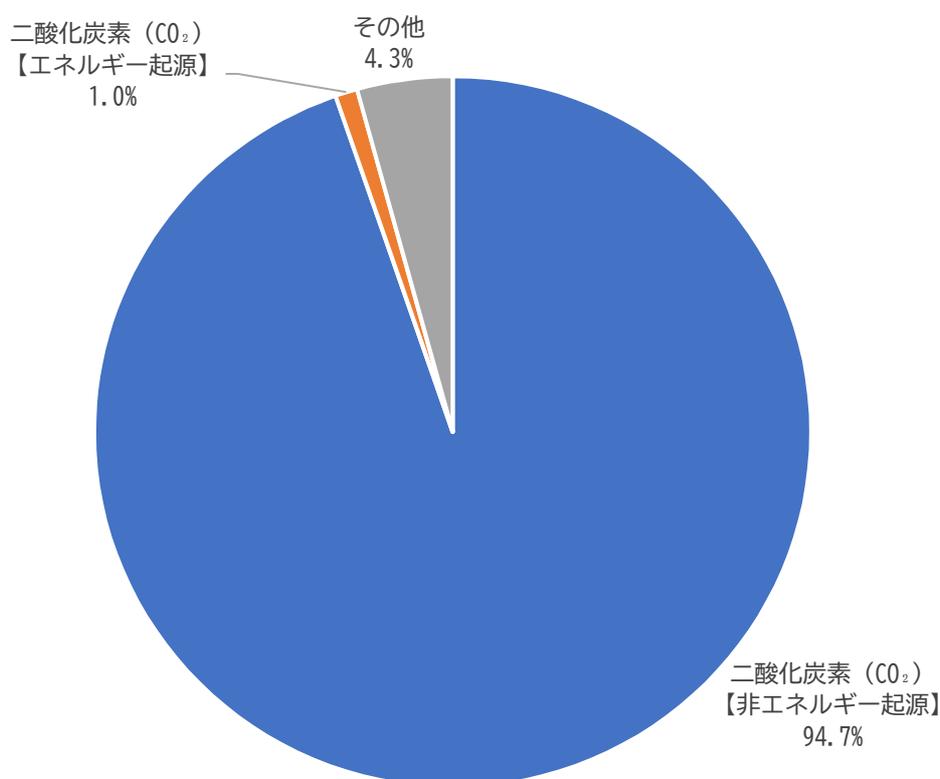


図2 基準年度の温室効果ガスの種類別排出割合

(2) 基準年度の温室効果ガス総排出量の要因別内訳

基準年度における本組合から排出される温室効果ガスの排出要因別の内訳は、廃プラスチックの焼却により発生する非エネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）が 94.7 パーセントを占めています。

また、本組合に持ち込まれる可燃ごみの焼却（一般廃棄物及び廃プラスチックの焼却）による温室効果ガスの排出量が全体の 99 パーセントを占めています。

表3 基準年度における要因別温室効果ガスの排出の内訳（二酸化炭素（CO₂）換算）（単位：t-CO₂、%）

温室効果ガス排出の主な要因	温室効果ガス排出量	構成比
廃プラスチックの焼却	22,973.7	94.7
一般廃棄物の焼却	1,049.5	4.3
燃料の燃焼	212.4	0.9
外部から提供された電気の使用	26.7	0.1
SF ₆ 封入電気機械器具の使用や点検等	5.2	0.0
自動車の走行や自動車用エアコンの使用	0.1	0.0
合計	24,267.5	100.0

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の合計の値が合計欄の値と一致しない場合があります。

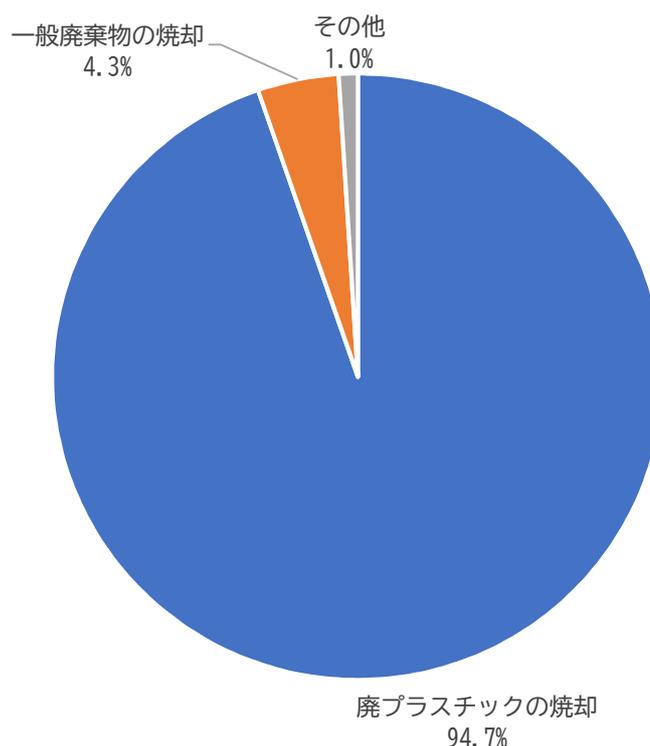


図3 基準年度の要因別の温室効果ガス排出割合

(3) 発電による二酸化炭素（CO₂）削減効果

本組合では、一般廃棄物の焼却から発生する熱による発電を行っており、発電した電気のうち施設内で使用した残りの電気は電力会社へ売電しています。

令和2（2020）年度における本組合の売電量は 25,028MWh であり、この売電量は二酸化炭素（CO₂）排出量 7,769t-CO₂に相当します。そのうち、バイオマス発電（主に廃プラスチック以外のごみの焼却による発電）分の売電量は 13,565MWh であり、この売電量は二酸

化炭素 (CO₂) 排出量 6,199t-CO₂に相当します。

(東京電力エナジーパートナー株式会社及び日立造船株式会社の令和元(2019)年度排出係数を用いて算出。)

3 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 国の地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出量の削減目標

令和 3 (2021) 年 10 月に閣議決定された国の地球温暖化対策計画では、令和 12 (2030) 年度において、温室効果ガス排出量を平成 25 (2013) 年度比で 46 パーセントの削減を目指すこととしています。

また、温室効果ガス排出の主な要素である非エネルギー起源二酸化炭素 (CO₂) については、令和 12 (2030) 年度には平成 25 (2013) 年度比で 15 パーセント減の水準にすることを目標としています。

なお、本組合は令和 2 (2020) 年度に可燃ごみ処理施設が本稼働を開始したため、平成 25 (2013) 年度の温室効果ガス排出量の実績がありません。このことから、本計画では、国の地球温暖化対策計画の目標をそのままあてはめることは困難です。

(2) 本組合における温室効果ガス排出量の増減要因

本組合の温室効果ガス排出要因のうち、99 パーセントが本組合に持ち込まれる可燃ごみの焼却 (一般廃棄物及び廃プラスチックの焼却) で占められています。さらに、廃プラスチックの焼却による非エネルギー起源二酸化炭素 (CO₂) の排出量がその大部分を占めています。

このため、本組合の温室効果ガス排出量の増減に対して、本組合に持ち込まれる可燃ごみの量 (特に廃プラスチックの量) が大きく影響します。

(3) 本組合の温室効果ガス排出量の削減目標

本組合の温室効果ガス排出量のほとんどが一般廃棄物及び廃プラスチックの焼却から排出されているため、本組合に持ち込まれる可燃ごみの量の減量が温室効果ガス排出量の削減に直接効果があるものと想定されます。

このため、本計画では、国の温暖化対策計画の削減目標ではなく、「日野市、国分寺市、小金井市地域循環型社会形成推進地域計画 (第 2 期)」の策定に用いた生活系ごみおよび事業系ごみの推移を参考として、計画期間の最終年度である「令和 12 (2030) 年度に令和 2 (2020) 年度比で温室効果ガス総排出量を 3.27 パーセント以上削減する」ことを目標とします。

表4 削減目標 (総排出量)

区分	基準年度 (令和 2 年度) 温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	削減目標 (%)	目標年度 (令和 12 年度) 温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)
総排出量	24,267.5	3.27 以上	23,474.0

4 具体的な取組

本組合の温室効果ガス排出量の削減には本組合に持ち込まれる可燃ごみの減量が最も効果的ですが、可燃ごみの収集及び運搬は本組合構成市が行うものであることから、本組合が直接ごみ減量施策を実施することは困難です。

しかし、少しでも温室効果ガス排出量を削減するために、本組合においては以下の取組を実施します。

(1) 電気及び水道使用量の低減

ア 室温が 18℃以上 28℃以下、湿度が 40 パーセント以上 70 パーセント以下となるよう空調を適切に使用する。

イ クールビズやウォームビズを励行する。

ウ 業務に支障のない範囲で、使用していない OA 機器の電源を切る。

エ 使用していない部屋の消灯を徹底する。

オ 階段の利用を奨励する。

カ シャワー等における節水を徹底する。

(2) 自動車使用時のガソリン使用量の低減

ア 不要な急発進や急加速をしない。

イ 不要なアイドリングをしない。

ウ 出張は業務に支障のない範囲で公共交通機関の利用を推進する。

エ 車両入替の際に BEV や PHV 等の導入を推進する。

(3) 可燃ごみ処理施設の対応

ア 運営維持管理を適切に行い、発電効率の低下を防止する。

イ 運営維持管理を適切に行い、使用電力量の増加を防止する。

(4) その他の対応

ア 搬入不適物の搬入による計画外の焼却炉の運転停止が発生を防止するために、本組合広報誌やホームページ等で搬入不適物（水銀含有物等）の周知を行う。

イ 本組合広報誌やホームページ等でごみの減量を働きかける。

ウ 施設見学において、一般廃棄物焼却によるバイオマス発電、太陽光発電、小水力発電及び風力発電などの再生可能エネルギーによる発電を実施していることについて説明を行う。

エ 事務用品は、再生品、エコマーク商品、グリーンマーク商品等の購入を推進する。

オ 文書フォルダー、クリアファイル等は可能な限り再利用する。

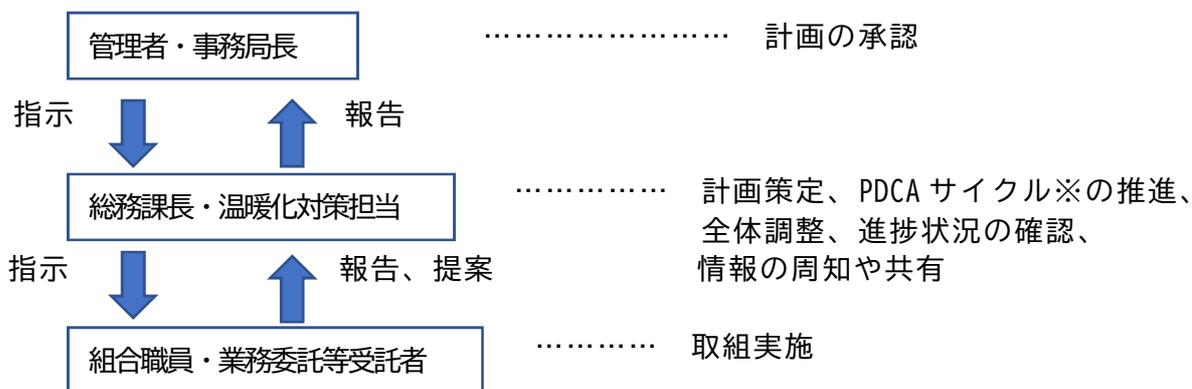
5 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 進捗管理体制

総務課長及び総務課温暖対策担当を中心に本計画の策定、PDCA サイクルの推進、全体調整、進捗状況の確認、情報の周知や共有を行います。

管理者及び事務局長は本計画の承認や本計画に関連する指示等を行います。

本組合の職員や委託業務受託者は本計画に基づく取組を実施するほか、新たな取組などの提案も行うことができます。



※ 本計画における PDCA サイクル

Plan (計画) : 取組方針、目標設定、計画の実行指示

Do (実行) : 取組実施

Check (点検) : 温室効果ガス総排出量の算定、実績等の報告・評価

Action (改善) : 結果の公表、必要に応じた取組の見直し

(2) 進捗状況の公表

法第 21 条第 10 項の規定に基づき、毎年 1 回、本計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を本組合のホームページ等で公表します。